

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	小倉クラッチ株式会社
【英訳名】	OGURA CLUTCH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小倉 康宏
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	群馬県桐生市相生町二丁目678番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である小倉康宏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。ただし、財務報告に係る内部統制には、統制担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀など固有の限界があり、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当該事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施した。

評価にあたっては、当該評価範囲における全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価し、その評価結果を踏まえて決定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす虚偽記載リスクとそれを合理的なレベルまで低減する統制上の要点を識別し、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金銭的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスの評価範囲については、連結売上高を指標として、概ねその2／3に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定した。当該重要な事業拠点において、事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売掛金」及び「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、財務報告への金銭的及び質的影響を勘案して、重要性が高いと判断された特定のプロセスについても評価対象として追加した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成28年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当なし。

5 【特記事項】

該当なし。